

II 決算から区財政の状況をお示しします

日本の官庁会計制度は、明治 22 年に当時のプロイセンからカーメラル式簿記（単式簿記・現金主義会計）が導入されたことが起源とされています。現在、欧米の各国では、行財政の効率化や世代間負担の公平性などをより精緻に分析できるよう、複式簿記・発生主義会計の導入が進められています。

日本の地方自治体においても、住民の信頼と理解のもとに地方分権を推進していくため、不断の行財政改革を行いながら、バランスシートや行政コスト計算書の活用を一層進めるとともに、第三セクターなどを含めた連結財務書類の作成・公表に向けた「地方公会計改革」の取り組みが推進されています。

平成 26 年 4 月、総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が報告書を取りまとめ、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。また、平成 27 年 1 月、総務省が「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめ、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間ですべての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類等を作成することとされました。大田区においては、平成 28 年度決算より作成し、本レポートにおいて公表しております。

大田区は、効果的・効率的な区政運営の推進等により、これまで堅実な財政運営を実現してきました。しかし、中長期的な視点で将来を見据えると、少子化・超高齢社会への対応や、公共施設の更新時期が集中することなど、区財政は、多くの圧迫要因を抱えています。こうした状況を踏まえ、短期的な収支均衡だけでなく、将来の人口構成の変化を見据え、安定した行政サービスを提供できる持続可能な財政運営を行っていくことが極めて重要です。

こうした時代を迎え、行財政における自主・自律性を一層確かなものとするため、さらなる行財政改革を進めていきます。社会経済状況の変化に機動的に対応し、経営改革を推進し、時代に即した良質な行政サービスを区民に提供していきます。

II – 1 普通会計決算等による区財政の状況(令和3年度決算)

1 普通会計決算でみる区財政の状況

(1) 決算規模

- 令和3年度普通会計決算の歳入総額は3,098億7,873万円、歳出総額は2,994億4,384万円で、形式収支※2は104億3,489万円となり、これから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支※3は96億9,265万円となりました。

普通会計の令和3年度収支状況

(単位：千円、%)

区分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
歳入総額 (A)	309,878,731	355,838,092	△ 45,959,361	△ 12.9
歳出総額 (B)	299,443,837	348,294,140	△ 48,850,303	△ 14.0
形式収支 (C) = (A) – (B)	10,434,894	7,543,952	2,890,942	38.3
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	742,240	326,368	415,872	127.4
実質収支 (C) – (D)	9,692,654	7,217,584	2,475,070	34.3
実質単年度収支※4	2,489,133	△ 4,744,462	—	—
標準財政規模※5	169,980,394	165,464,119	—	—
実質収支比率※6	5.7	4.4	—	—

《用語解説》

※2 形式収支

歳入総額から歳出総額を引いた現金ベースでの収支の結果です。

※3 実質収支

形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算の剰余金です。

※4 実質単年度収支

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支から、財政基金への積立や取崩などの要素を加味したものです。

※5 標準財政規模

一般財源（特別区税、財政調整交付金等）を基礎として、その地方公共団体の標準的な財政規模を示すものです。

※6 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支の割合です。

(2) 歳入・歳出の主な特徴

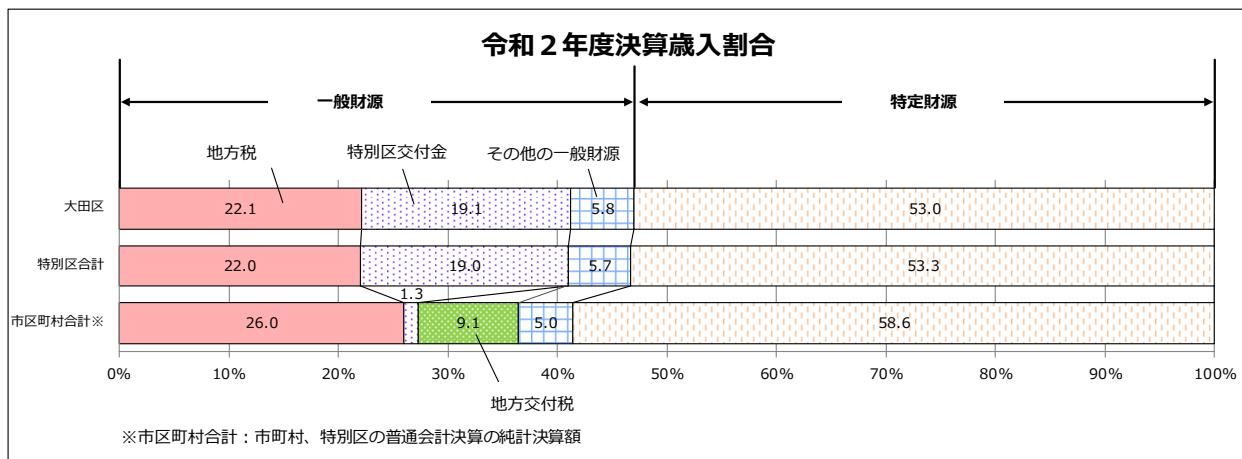
① 歳入

(単位：千円、%)

区分	令和3年度				令和2年度
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額
特別区税	78,354,599	25.3	△ 207,938	△ 0.3	78,562,537
特別区民税	73,121,718	23.6	△ 427,147	△ 0.6	73,548,865
特別区交付金	72,855,163	23.5	4,991,604	7.4	67,863,559
その他	23,753,474	7.7	3,165,449	15.4	20,588,025
一般財源計	174,963,236	56.5	7,949,115	4.8	167,014,121
国庫支出金	81,200,105	26.2	△ 47,877,067	△ 37.1	129,077,172
都支出金	25,513,072	8.2	△ 2,782,122	△ 9.8	28,295,194
繰入金	2,729,636	0.9	△ 7,834,469	△ 74.2	10,564,105
財政基金繰入金	-	-	△ 8,328,433	△ 100.0	8,328,433
諸収入	9,176,837	3.0	2,646,461	40.5	6,530,376
特別区債	1,027,000	0.3	281,600	37.8	745,400
その他	15,268,845	4.9	1,657,121	12.2	13,611,724
特定財源計	134,915,495	43.5	△ 53,908,476	△ 28.5	188,823,971
合 計	309,878,731	100.0	△ 45,959,361	△ 12.9	355,838,092

- 令和3年度の歳入総額は、3,098 億 7,873 万 1 千円で、前年度比 12.9%、459 億 5,936 万 1 千円の減となりました。
- 特別区税は、納税義務者数の減少による特別区民税の減などにより、前年度比 0.3%、2 億円の減となりました。
- 特別区交付金は、調整税等の増などにより、前年度比 7.4%、50 億円の増となりました。
- 他の一般財源は、地方消費税交付金の増などにより、前年度比 15.4%、32 億円の増となりました。
- 国庫支出金は、特別定額給付金給付事業費・事務費の減などにより、前年度比 37.1%、479 億円の減となりました。
- 特別区債は、将来にわたる財政負担や対象事業の執行状況等を考慮し、前年度比 37.8%、3 億円の増となりました。

◇歳入決算の特徴～特別区と市区町村との比較（令和2年度決算）～



- 市区町村合計と比べ一般財源の割合が高くなっています。なお、市区町村合計と比べると、地方税の割合が低くなっていますが、これは一般には市町村税である市町村民税法人分・固定資産税・特別土地保有税（調整三税）等及び都市計画税が、特別区では都税として徴収されているためです。
- 特別区交付金は、調整三税等を原資として交付されるものです。地方税と特別区交付金の合計額によって市区町村合計と比較した場合、突出して大きな割合を占めています。
- 大田区を含め特別区は、地方交付税の不交付団体であるため、地方交付税の歳入はありません。
- その他的一般財源は、主に地方消費税交付金が多いことから、割合が高くなっています。
- 特定財源は、主に地方債による歳入が少ないことから、市区町村合計と比べて割合が低くなっています。

(2) 歳出（性質別）

(単位：千円、%)

区分	令和3年度				令和2年度
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額
人件費	41,088,957	13.7	△ 358,738	△ 0.9	41,447,695
扶助費	117,385,910	39.2	15,735,476	15.5	101,650,434
公債費	2,553,130	0.9	△ 160,810	△ 5.9	2,713,940
義務的経費計	161,027,997	53.8	15,215,928	10.4	145,812,069
普通建設事業費	27,233,364	9.1	△ 775,200	△ 2.8	28,008,564
補助事業費	6,489,621	2.2	△ 1,544,675	△ 19.2	8,034,296
単独事業費	20,743,743	6.9	769,475	3.9	19,974,268
投資的経費計	27,233,364	9.1	△ 775,200	△ 2.8	28,008,564
物件費	60,099,019	20.1	10,214,759	20.5	49,884,260
積立金	4,631,512	1.5	△ 1,083,012	△ 19.0	5,714,524
繰出金	22,870,088	7.6	△ 31,292	△ 0.1	22,901,380
その他	23,581,857	7.9	△ 72,391,486	△ 75.4	95,973,343
その他経費計	111,182,476	37.1	△ 63,291,031	△ 36.3	174,473,507
合計	299,443,837	100.0	△ 48,850,303	△ 14.0	348,294,140

- 令和3年度の歳出総額は、2,994 億 4,383 万 7 千円で、前年度比 14.0%、488 億 5,030 万 3 千円の減となりました。
- 扶助費は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の増などにより、前年度比 15.5%、157 億円の増となりました。
- 公債費は、特別区債発行の抑制や順調な償還により、前年度比 5.9%、2 億円の減となりました。
- 普通建設事業費は、単独事業では新蒲田一丁目複合施設の整備などが増となる一方、補助事業では次世代育成支援緊急対策整備の減などにより、前年度比 2.8%、8 億円の減となりました。
- 積立金は、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金への積み立ての減などにより、前年度比 19.0%、11 億円の減となりました。
- その他は、特別定額給付金給付事業の減などにより、前年度比 75.4%、724 億円の減となりました。

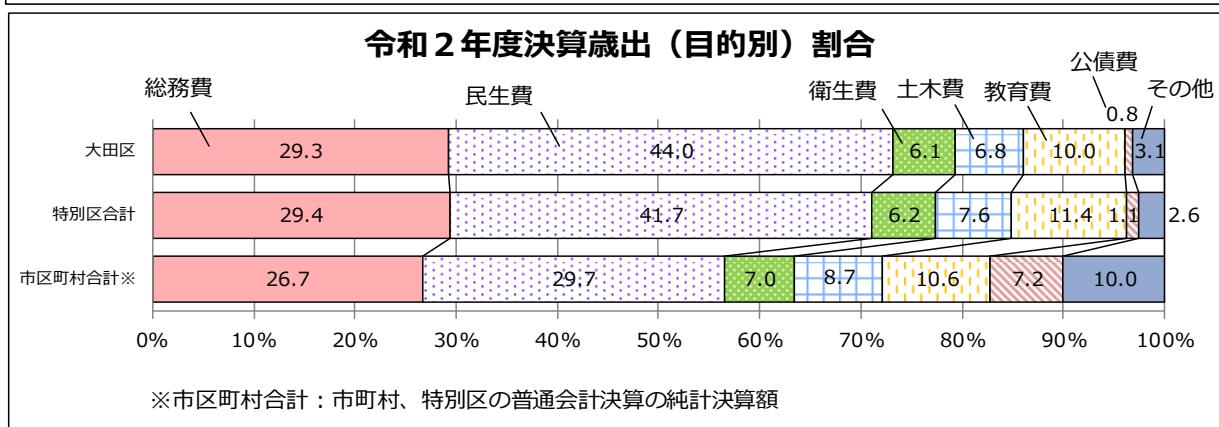
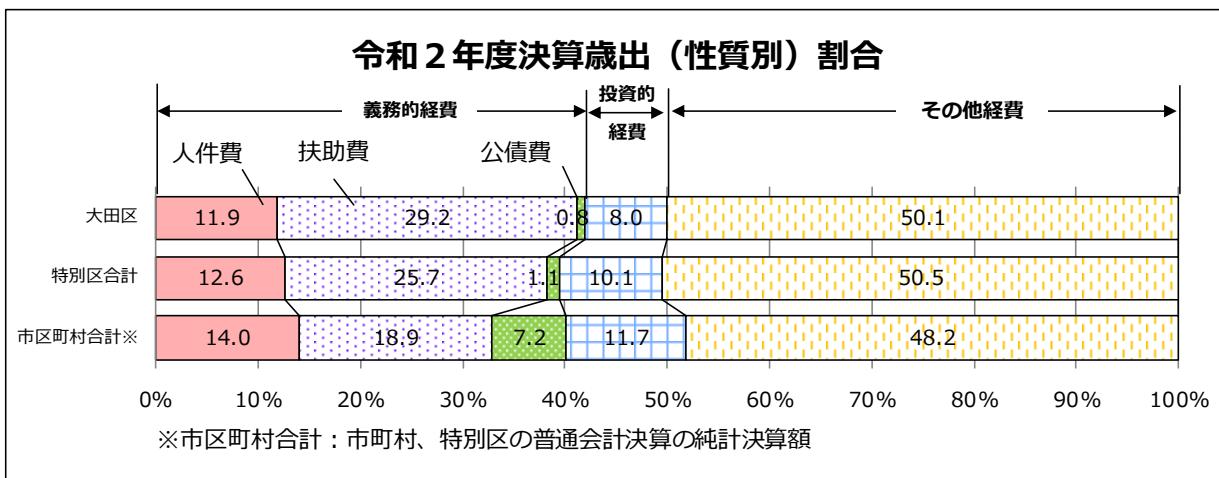
(③) 歳出（目的別）

(単位：千円、%)

区分	令和3年度				令和2年度
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額
総務費	28,003,035	9.4	△ 74,006,127	△ 72.5	102,009,162
民生費	169,703,084	56.7	16,476,882	10.8	153,226,202
衛生費	29,386,820	9.8	8,147,524	38.4	21,239,296
土木費	25,063,047	8.4	1,516,875	6.4	23,546,172
教育費	33,095,506	11.1	△ 1,624,135	△ 4.7	34,719,641
公債費	2,553,169	0.9	△ 160,839	△ 5.9	2,714,008
その他の	11,639,176	3.9	799,517	7.4	10,839,659
合計	299,443,837	100.0	△ 48,850,303	△ 14.0	348,294,140

- 総務費は、特別定額給付金給付事業の減などにより、前年度比 72.5%、740 億円の減となりました。
- 民生費は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の増などにより、前年度比 10.8%、165 億円の増となりました。
- 衛生費は、新型コロナウイルスワクチン予防接種の増などにより、前年度比 38.4%、81 億円の増となりました。
- 土木費は、橋梁の耐震補強整備などが減となる一方、蒲田駅前広場の再生整備の増などにより、前年度比 6.4%、15 億円の増となりました。
- 教育費は、教科用システム等運用などが増となる一方、中学校の校舎改築の減などにより、前年度比 4.7%、16 億円の減となりました。
- 公債費は、特別区債発行の抑制や順調な償還により、前年度比 5.9%、2 億円の減となりました。
- その他は、消防費の防災対策基金積立金の積み立ての増などにより、前年度比 7.4%、8 億円の増となりました。

◇歳出決算の特徴～特別区と市区町村との比較（令和2年度決算）～



- 市区町村合計と比べて、性質別では扶助費、目的別では民生費の割合が大きくなっています。これは主に児童福祉費と生活保護費の扶助費が多くなっていることが要因です。
- 児童福祉費の扶助費については、保育園入所者に対する給付、乳幼児や義務教育就学児への医療給付などが主なものです。保育サービス定員は令和3年4月1日時点では前年に比べ487人拡充し、17,980人となっています。
- 生活保護費の扶助費については、令和2年度月平均の被保護人員は15,895人、保護率は21.2%となっています。これは特別区の平均とほぼ同水準、全国平均と比べて高い保護率となっています。
- 公債費は、特別区債の抑制や順調な償還により、特に市区町村合計と比べて割合が小さくなっています。
- 目的別のその他は、主に消防費と農林水産業費が少ないため、市区町村合計と比べて割合が小さくなっています。一般には市町村が行う消防は、特別区においては都が行っていることから歳出額が少なくなっています。

臨時的経費を除外した決算分析

- 令和3年度の実質収支は約97億円と、前年度に比べて約25億円増加し、実質収支比率は5.7%と、前年度に比べて1.3ポイント増加しました。
- 令和3年度は8次にわたる補正予算を編成し、「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業」などの国の動向に対応する予算規模の大きい事業の影響等もあり、実質収支が前年度と比較して増加する結果となりました。
- 本ページでは、令和3年度の特殊要因である事業を除外した決算分析を行うことにより、区の財政状況等を区民の皆様に分かりやすくお伝えします。

■普通会計の令和3年度収支状況

		(単位：億円、%)	
区分	令和3年度 決算	令和3年度 (特殊要因除外)	令和2年度 決算
歳入	3,099	2,836	3,558
歳出	2,994	2,772	2,802
形式収支	104	65	75
翌年度に繰り越すべき財源	7	7	47
実質収支	97	57	3
実質収支比率	5.7	3.4	10

		(単位：億円、%)	
区分	令和3年度 決算	令和2年度 決算	令和元年度 決算
歳入	3,099	3,558	2,802
歳出	2,994	3,483	2,755
形式収支	104	75	47
翌年度に繰り越すべき財源	7	3	10
実質収支	97	72	37
実質収支比率	5.7	4.4	2.2

- 令和3年度は、国の動向に対応する事業として、「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業」、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業」、「新型コロナウイルスワクチン予防接種事業」の影響により予算規模が拡大しました。
- この3事業を仮に除外し分析すると、令和3年度も例年と同規模の実質収支となっています。今後も適正な予算執行管理を行うとともに、適切な見積りとより事業効果を高められる予算編成につなげていきます。

(参考：特殊要因として除外した事業)

(単位：億円)

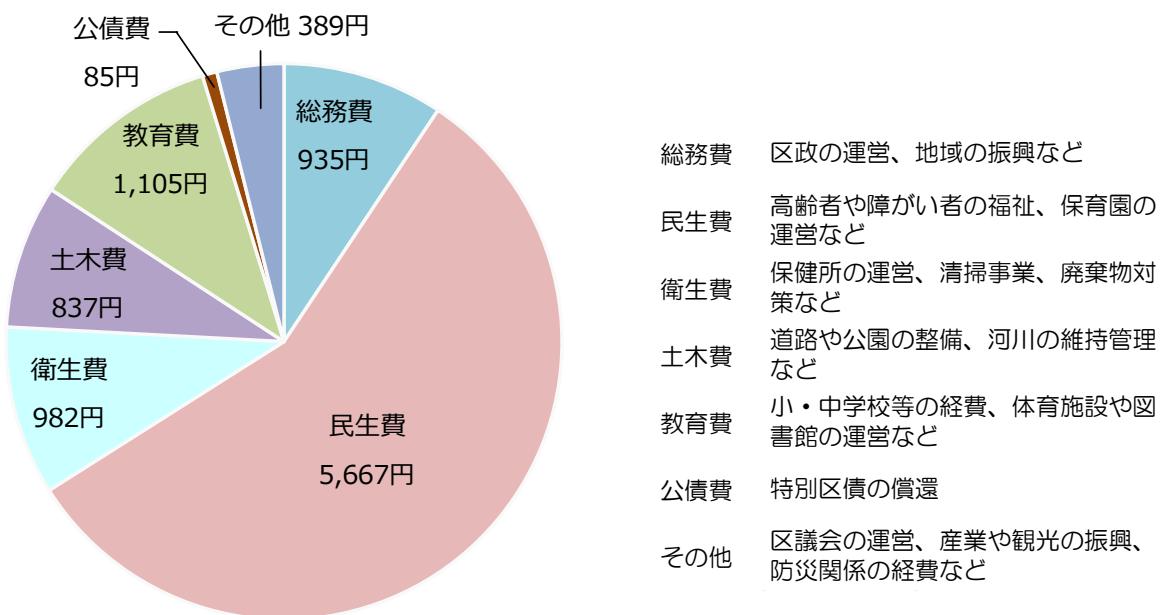
区分	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	新型コロナウイルスワクチン予防接種事業	合計
歳入(a)	84	69	110	
歳出(b)	79	58	86	
歳入超過額(a)-(b)	5	11	24	40

1万円の使いみち

- 区の財政をより身近に感じていただくために、令和3年度の歳出がどのような目的にどれくらい使われているかを、10,000円に換算して表しました。

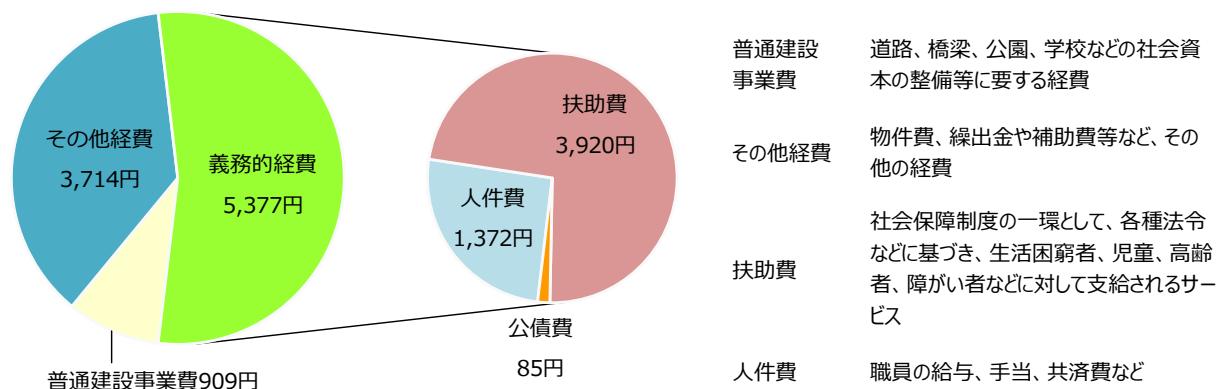
■目的別

- **民生費**が**5,667円**と一番高く、次いで**教育費 1,105円**、**衛生費 982円**となっています。



■性質別

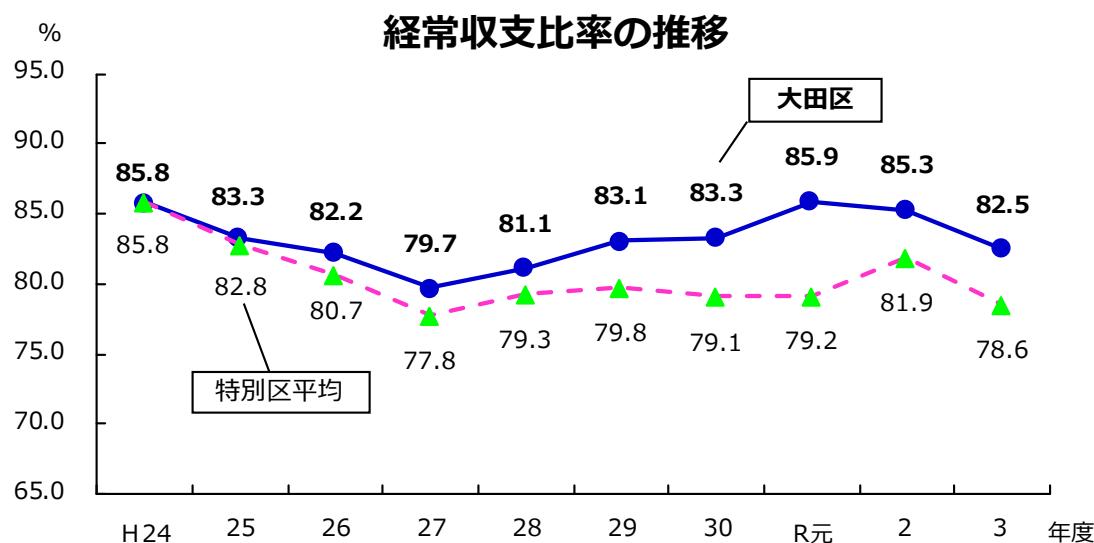
- 義務的経費が**5,377円**と一番高く、主な内訳は**扶助費 3,920円**、**人件費 1,372円**などです。



2 財政指標でみる区財政の状況

(1) 経常収支比率※7

- 財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度比で 2.8 ポイント改善し、82.5%となりました。
- これは、扶助費や物件費に充当する一般財源等が増となったものの、特別区交付金や地方消費税交付金の増により経常一般財源等総額が増となったことなどによるものです。
- 特別区平均は令和 2 年度に急上昇した中で、区は令和元年度を境に 2 か年で 3.4 ポイントの改善となっており、区の経営改革の取組は一定の成果が得られたと考えられます。



《用語解説》

※7 経常収支比率

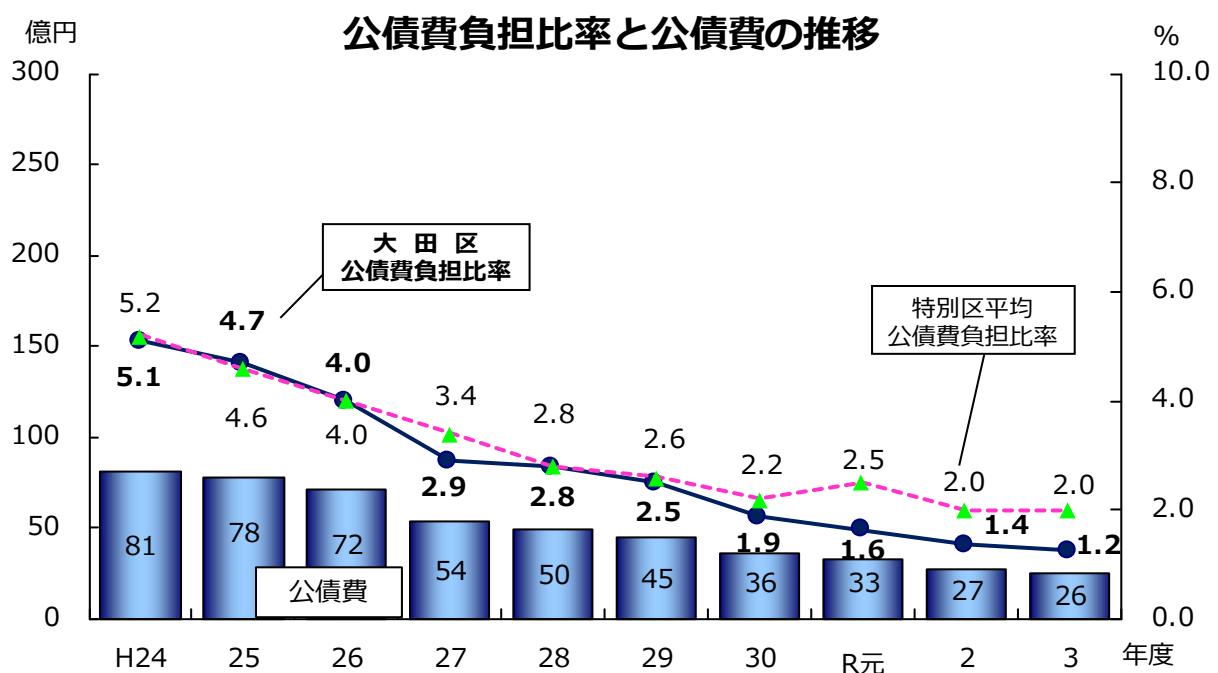
人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減できない経常的経費に、地方税等の経常一般財源等がどの程度充当されているかによって財政構造の弾力性を測定するものであり、歳入構造と歳出構造をリンクさせた総合的な指標です。

経常収支比率が高いほど新たな住民ニーズに対応できる余地が少なくなり、財政は硬直化していくことになります。経常収支比率が 100%を超えるということは、安定的な収入が見込まれる経常一般財源では義務的な経常経費すら賄えなくなっていることを意味し、不健全な財政状況を示していることになります。

一般的には 70~80%が適正水準といわれていますが、インフラの集中的な整備が求められた時代に旧自治省が設定した数値で、現在のようにインフラの整備が一定程度進んだ中では、その水準は現状にそぐわないという意見もあるところです。

(2) 公債費負担比率※8

- 公債費に係る財政負担の大きさを示す公債費負担比率は、前年度比で 0.1 ポイント改善し、1.2%となりました。
- これは、近年の特別区債の発行抑制と順調な元金償還によるものです。



《用語解説》

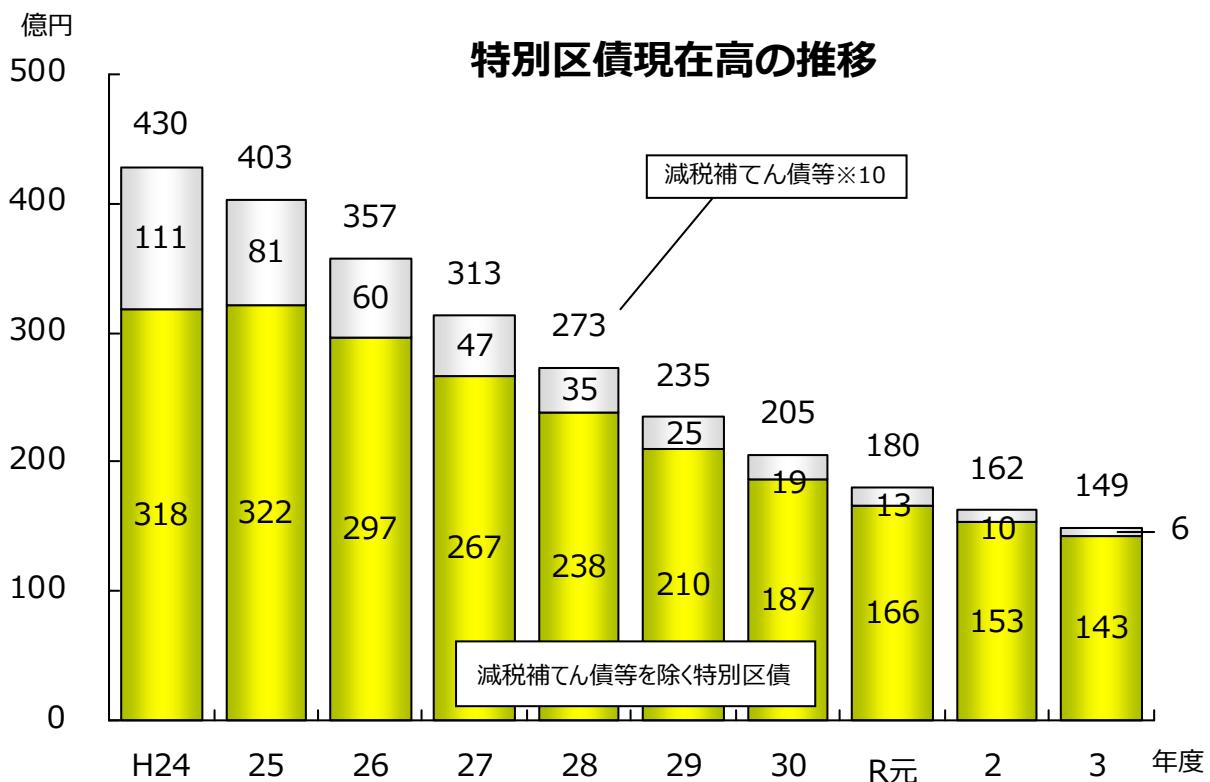
※8 公債費負担比率

公債費充当一般財源等（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源等）が一般財源等総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標です。

義務的経費である公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかによって、財政構造の弾力性を判断します。

(3) 特別区債現在高（普通会計債※9）

- 特別区債現在高は、前年度比で 13 億円減少し、149 億円となりました。
- 現在高の推移を見ると、着実に減少させていることが分かります。今後、公共施設の改築等が集中する時期に備え、発行余力を蓄えています。



《用語解説》

※9 普通会計債

普通会計決算における特別区債現在高は、市場公募債や銀行等引受債の満期一括償還の財源に充てるため、定時償還相当額として減債基金に積み立てた額などを除いたものです。よって、一般会計決算における特別区債現在高と一致しません。

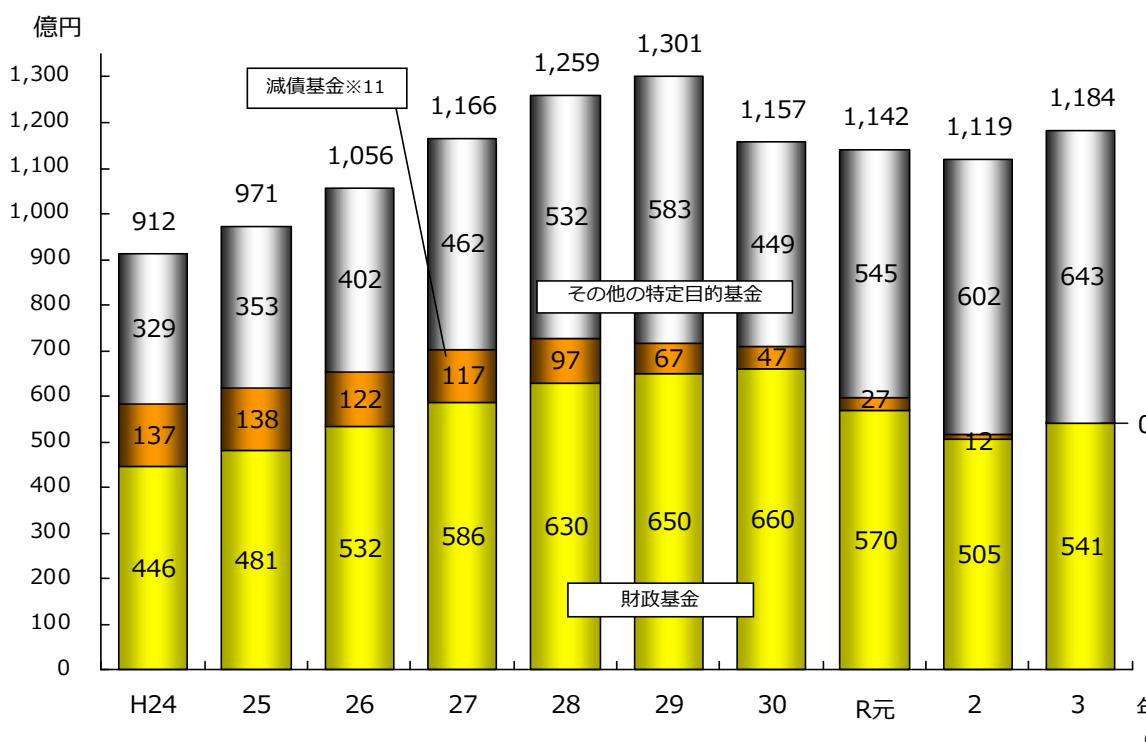
※10 減税補てん債等

国が景気対策として行った個人住民税等に係る減税に伴う地方公共団体の減収額を埋めるため、地方財政法第 5 条の特例として発行するもので、一般財源として、公共施設等の建設に要する経費以外の経費にも充当できる区債です。平成 19 年度地方債計画において皆減となっています。

(4) 基金総額の推移

- 基金総額は、前年度比で 65 億円増加し、1,184 億円となりました。
- そのうち、財政基金が 36 億円増加しており、一般財源の増収により財政基金からの取崩しを行わなかったことなどが主な要因です。
- また、その他の特定目的基金についても、各基金の目的に応じた将来の財政需要に備えるため、計画的な積み立てを行っています。

基金総額と主な内訳の推移



区分	H24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度
その他の特定目的基金	329	353	402	462	532	583	449	545	602	643
羽田空港対策積立基金	171	172	172	172	172	172	8	10	14	18
公共施設整備資金積立基金	146	166	211	267	327	368	378	408	439	459
新空港線整備資金積立基金	5	10	15	20	30	40	60	70	80	80
防災対策基金	-	-	-	-	-	-	-	53	53	73
その他	7	5	4	4	3	3	3	3	16	12

《用語解説》

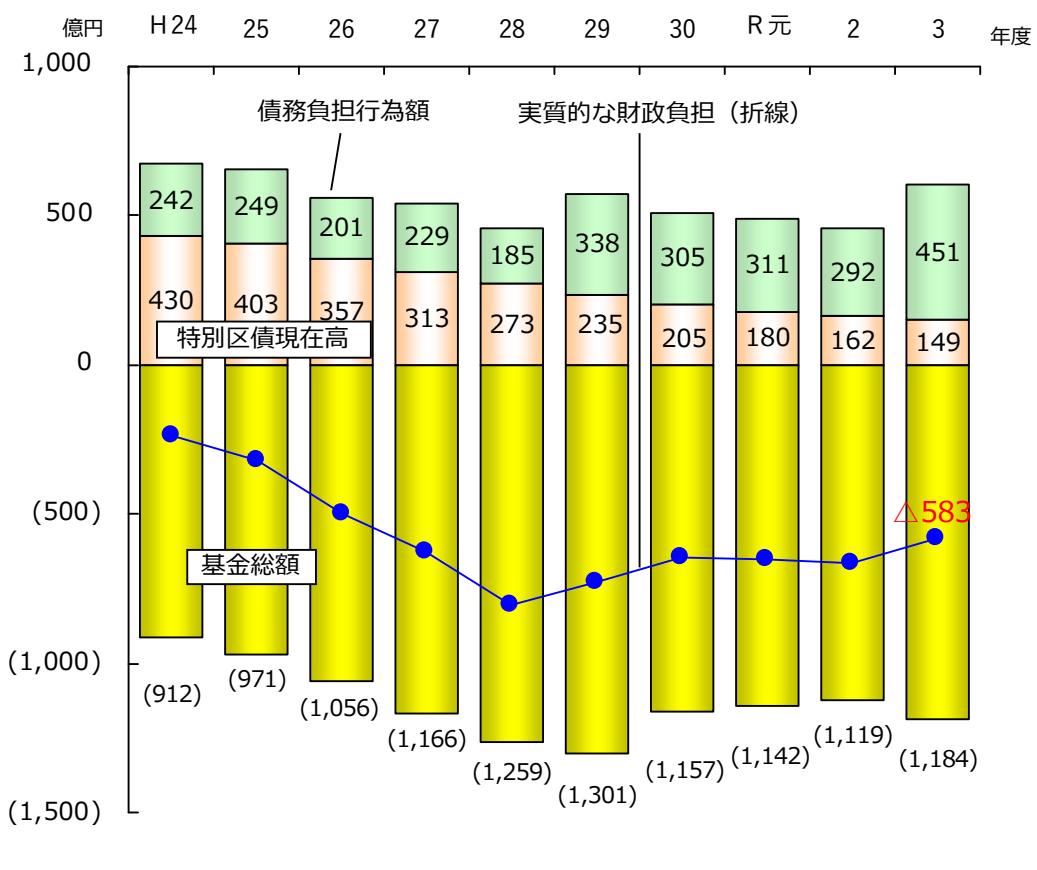
※11 減債基金

地方債の償還のための資金を基金として積み立てることにより、長期にわたり財政負担の平準化を図るもので。なお、普通会計決算において、市場公募債や銀行等引受債の満期一括償還の財源に充てるために積み立てた額は、公債費として計上することとされています。よって、一般会計決算における減債基金残高と一致しません。

(5) 実質的な財政負担

- 特別区債現在高に債務負担行為※12 額を加え、基金総額を減じた実質的な財政負担は△583 億円となり、平成 19 年度以降マイナスになっています。
- 今後は公共施設の更新等の需要が多く見込まれます。引き続き、実質的な財政負担を意識した財政運営を行っていく必要があります。

実質的な財政負担の推移



区分	H24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度
債務負担行為額	242	249	201	229	185	338	305	311	292	451
特別区債現在高	430	403	357	313	273	235	205	180	162	149
基金総額	912	971	1,056	1,166	1,259	1,301	1,157	1,142	1,119	1,184
実質的な財政負担	△ 240	△ 319	△ 497	△ 623	△ 801	△ 728	△ 647	△ 651	△ 664	△ 583

《用語解説》

※12 債務負担行為

数年度にわたる建設工事を一括して契約する場合や、公社等の借入れに対する債務保証を行うなど、後年度において支出の義務を負う際に、翌年度以降行うことができる負担額の上限をあらかじめ決定しておく制度をいいます。

3 健全化判断比率でみる区財政の状況

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体の財政状況を客観的に表す指標である健全化判断比率の公表が定められています。

大田区の令和 3 年度決算による比率は以下のとおりであり、いずれも健全な状況にあることを示しています。

健全化判断比率の状況

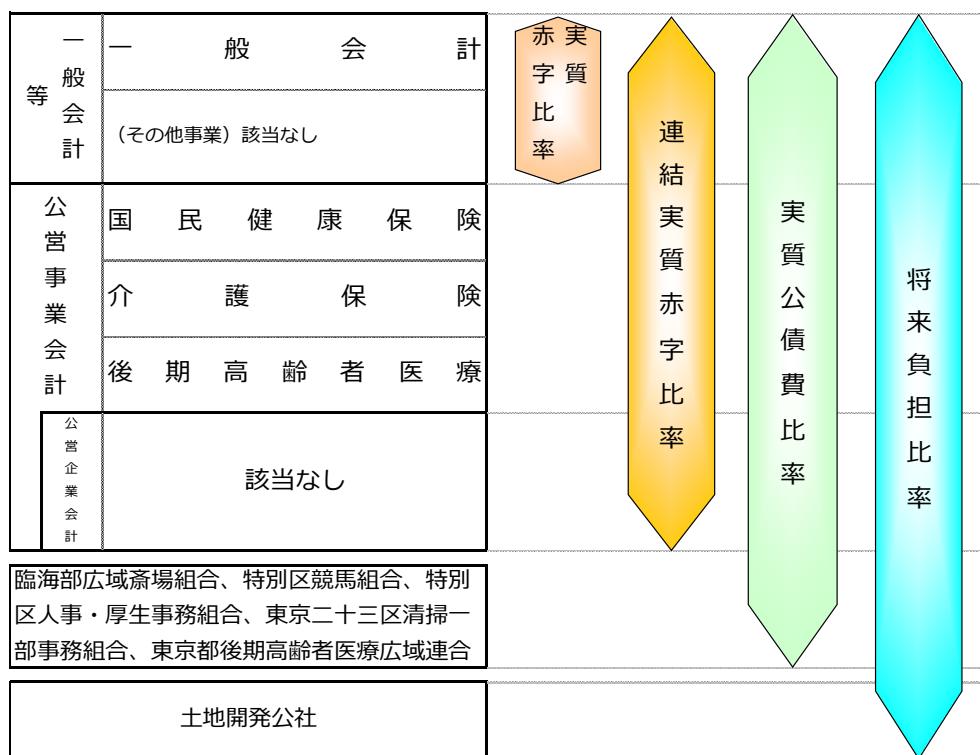
(単位 : %)

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和 3 年度決算		- (黒字)	- (黒字)	-2.6	- (黒字)
(参考)	早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

早期健全化基準を超えた場合、早期健全化計画の策定・実施状況の報告及び公表が必要となります。

財政再生基準を超えた場合、財政再生計画の策定・実施状況の報告及び公表が必要となります。財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、原則として、地方債の起債ができません。

会計区分と財政健全化比率の対象範囲



(1) 実質赤字比率

- 「一般会計等」を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
- 令和3年度の実質赤字比率は黒字のため、「-」となります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \quad \left[\begin{array}{l} \text{※ 財政健全化指標では、} \\ \text{黒字の場合は『-』です。} \end{array} \right]$$

(2) 連結実質赤字比率

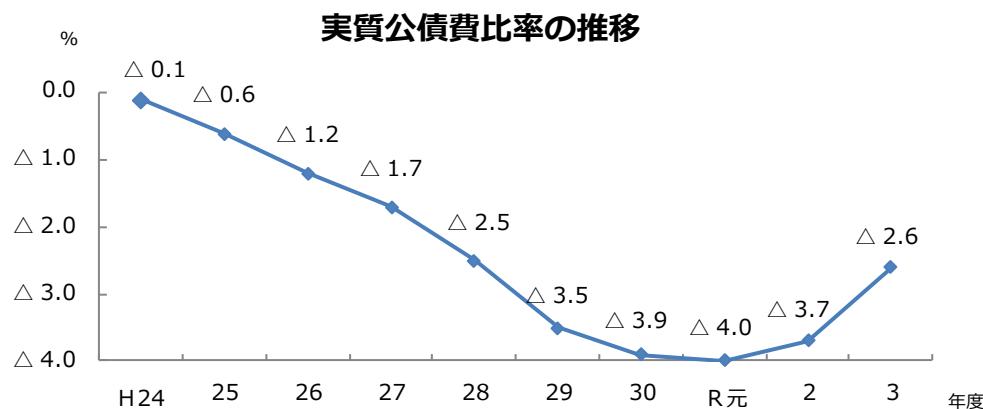
- 「一般会計等」の実質赤字額に国民健康保険等の公営事業会計の資金不足額の合計を加えた、連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
- 令和3年度の連結実質赤字比率は黒字のため、「-」となります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \quad \left[\begin{array}{l} \text{※ 財政健全化指標では、} \\ \text{黒字の場合は『-』です。} \end{array} \right]$$

(3) 実質公債費比率

- 元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。
- 令和3年度の実質公債費比率は、△2.6%となりました。
- なお、地方交付税制度の下では、償還金の一定割合を基準財政需要額に積上げます。区は地方交付税制度の対象団体とはなっていませんが、全国一律の比較を可能にするため、地方交付税制度における需要額に積める金額を算出し、分母・分子両者から控除しています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}{(3か年平均) \times \text{標準財政規模} - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}$$



早期健全化基準が 25.0%以上とされますので、健全な状況を維持しているといえます。

(4) 将来負担比率

- 特別区債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額など、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。
- 令和3年度の将来負担比率は△94.6%となり、指標としては『-』表記となります。早期健全化基準が 350.0%以上とされているので、実質公債費比率と同様、健全な状況を維持しているといえます。
- 将来負担比率は、交付税制度のもとで算定した場合に、標準財政需要額に算入される額について、地方公共団体の負担から控除するための数値となります。特別区においては、交付税の交付を受けていないため、総務大臣が便宜上の数値を算定し、区に提示することとしています。これを『総務大臣が定める額』といい、財政分析を行う際に、全国の類似団体で比較できるよう、こうした措置が行われています。

$$\begin{aligned} \text{将来負担額} &= (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) \\ &\quad + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\text{標準財政規模}}{\text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額)}} \\ &\quad - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}$$